

退所後等の自立した生活を応援します!

## 令和6年度熊本県児童養護施設退所者等自立支援資金 貸付のご案内

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

### 1 事業の目的

この事業は、児童養護施設等に入所中の方、退所した方、若しくは里親等へ委託中の方、委託解除された方に対して、児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を貸し付けることにより、円滑な自立を支援することを目的とします。

### 2 貸付の種類及び対象者

#### (1) 生活支援費

- ① 熊本県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）を退所した方又は熊本県内に住所を有する里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する方（以下「進学者」という。）
- ② 児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方（以下「就職者」という。）（1週間の所定労働時間が20時間以上）のなかで、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

#### (2) 家賃支援費

- ① 進学者
- ② 就職者

#### (3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の方又は児童養護施設等を退所した方若しくは里親等の委託を解除された方で、就職に必要な資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」という。）

※ 原則として、資格取得を希望する段階での申請となり、資格取得後の申請は受け付けできませんので御留意ください。

### 3 貸付額及び貸付期間並びに利子

(1) 貸付額及び貸付期間は、以下のとおりです。

#### ① 生活支援費

ア 進学者 月額 50,000 円×大学等の正規の修学期間

※ 進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイ

ト 休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方は、大学等に在学する期間のうち 12 か月間については、申請後、貸付額を 80,000 円に変更することができます。

※ 進学者で生活支援費の貸付を希望する方または貸付中の方で、定期的に医療機関を受診する場合、生活支援費の貸付期間のうち 2 年間まで、医療費などの実費相当額を追加申請できます。医療費分の追加貸付をご希望の場合は、事前にご相談をお願いします。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者  
月額 80,000 円×12 か月

② 家賃支援費

ア 進学者 1 月あたりの家賃相当額×大学等の正規の修学期間

イ 就職者 就職者は、1 月あたりの家賃相当額×就労期間(退所後等から 2 年限度)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者については、3 年が限度

※ 家賃相当額は、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が上限で、熊本市: 31,100 円、荒尾市: 35,000 円、それ以外の市町村 33,000 円、県外の場合はこの限りではありません。

③ 資格取得支援費 250,000 円(上限)

※ 資格取得等特別加算費の支給がある場合は、資格取得に要する費用から差し引きます。

(2) 利子は、無利子となります。

ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年 3%の延滞利子を徴収します。

(3) 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から 5 年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができます。ただし、上記(1)の①~③までの貸付について、申請はそれぞれ 1 回までです。

#### 4 返還債務の免除

次の項目に該当する場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

(1) 進学者が、大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ、5 年間引き続き就業(1 週間の所定労働時間が 20 時間以上とする。以下同じ。)を継続したとき

(2) 就職者が、就職した日から 5 年間引き続き就業を継続したとき

(3) 資格取得希望者が、就職した日から 2 年間引き続き就業を継続したとき

(4) 進学者及び就職者、資格取得希望者が、上記(1)~(3)の就業継続期間中に業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

#### ★注意

大学等の中途退学や卒業後 1 年以内に就業しなかったとき、また、「4 返還債務の免除」に該当する就業継続期間の満了前に離職し、就職しなかったときなど、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなった場合には、貸付金の全部又は一部を返還していただきます。

免除になるまでの間、また、全額返還が完了するまでの間、住所や連絡先の変更が生じた場合には、必ず報告を行い連絡が取れるようにしてください。

## 5 申請の手続き方法

児童養護施設等に入所中（退所を含む）の方は児童養護施設等を、里親等への委託中（解除を含む）の方は児童相談所を経由して、次の書類を熊本県社会福祉協議会に提出してください。

<提出書類>

- ① 自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長の意見書（様式第2号）
- ③ 自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第3号）
- ④ 法定代理人の同意書（様式第4号）  
※ 申請時点で18歳以上の方は、様式第4号の提出は不要です。
- ⑤ 世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載がないもの）（3か月以内に取得したもの）

【対象者及び貸付の種類ごとに必要な書類】

- ※ 進学者は、大学等に在学していることを証明する書類を添付
- ※ 就職者は、雇用されていることを証明する書類を添付
- ※ 家賃支援費の申請には、1月あたりの家賃相当額等（賃料（家賃・共益費）、契約期間、契約者（賃借人）、物件名称、所在地）のわかる書類を添付
- ※ 資格取得支援費の申請には、資格取得に要する費用が確認できる書類を添付
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活支援費又は家賃支援費を申請する場合は、その影響で収入が減少したことが確認できる書類を添付
- ※ 進学者で定期的に医療機関を受診していて、生活支援費に医療費などの実費相当額を追加申請する場合は、医療費等の実費額が確認できる書類を添付（様式第27号）

## 6 申請受付期限

令和7年2月28日（金）まで

## 7 貸付の決定

申請書類の審査後に貸付の可否を決定し、申請者等に通知します。  
貸付決定者には、借用書及び銀行口座振込依頼書を提出していただきます。

## 8 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された借用書、銀行口座振込依頼書等に不備等なければ、生活支援費及び家賃支援費は原則として偶数月に2月分を、資格取得支援費は一括にて指定口座に振り込みます。

## 9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 福祉資金課  
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター3階  
TEL 096-223-6762（平日のみ 9:00~12:00、13:00~17:00）  
FAX 096-324-5456  
※ 詳しくは、本会ホームページに掲載の貸付規程をご覧ください。